2023年11月21日

各 位

委託会社名 Global X Japan 株式会社 代表者の役職氏名 代表取締役社長 姜 昇浩 担当者の役職氏名 経営企画部 仁木 大介 (連絡先 03-5656-5274)

上場投資信託 (ETF) の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託(ETF)の投資信託約款の変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名(銘柄コード)

グローバルX MSCI スーパーディビィデンド-日本株式 ETF	(2564)
グローバルΧ ロジスティクス・J-REIT ETF	(2565)
グローバルX デジタル・イノベーション-日本株式 ETF	(2626)
グローバルX e コマース-日本株式 ETF	(2627)
グローバルX MSCI ガバナンス・クオリティ-日本株式 ETF	(2636)
グローバルX クリーンテック-日本株式 ETF	(2637)
グローバルX ロボティクス&AI-日本株式 ETF	(2638)
グローバルX バイオ&メドテック-日本株式 ETF	(2639)
グローバルX ゲーム&アニメ-日本株式 ETF	(2640)
グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF	(2641)
グローバルX 半導体関連-日本株式 ETF	(2644)
グローバルX レジャー&エンターテインメント-日本株式 ETF	(2645)
グローバルX メタルビジネス-日本株式 ETF	(2646)
グローバルX フィンテック-日本株式 ETF	(2836)
グローバルX 中小型リーダーズ-日本株式 ETF	(2837)
グローバルX 新成長インフラ-日本株式 ETF	(2847)
グローバルX MSCI 気候変動対応-日本株式 ETF	(2848)
グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF	(2849)
グローバルΧ テック・トップ 20-日本株式 ETF	(2854)
グローバルX グリーン・J-REIT ETF	(2855)
グローバルX 日経 225 カバード・コール ETF(プレミアム再投資型)	(2858)
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF	(2236)
グローバルX 半導体 ETF	(2243)
グローバルX US テック・トップ 20 ETF	(2244)
グローバルX Morningstar 米国中小型 Moat ETF	(2252)

2. 変更内容および変更理由

運用成果をより適切に情報開示するため、ベンチマークを、以下のとおり配当を含まない指数から配当を含む指数に変更します。なお、この信託約款変更は、運用方法を変更するものではありません。

む指数に変更します。なお、この信託約款変更は、連用方法を変更するものではありません。			
銘柄コード	ファンド名	変更前 ベンチマーク	変更後 ベンチマーク
2564	グローバルX MSCI スーパーディ ビィデンド-日本株式 ETF	· ·	MSCI ジャパン・高配当セレク ト 25 指数 (配当込み)
2565	グローバルX ロジスティクス・J- REIT ETF	東証 REIT 物流フォーカス指 数	配当込み東証 REIT 物流フォーカス指数
2626	グローバルX デジタル・イノベー ション-日本株式 ETF	Solactive Digital Innovation Japan Index	Solactive Digital Innovation Japan Index (配 当込み)
2627	グローバルX e コマース-日本株 式 ETF	Indxx Japan E-Commerce Index	Indxx Japan E-Commerce Index (配当込み)
2636	グローバルX MSCI ガバナンス・ クオリティ-日本株式 ETF	MSCI Japan Governance- Quality Index	MSCI Japan Governance- Quality Index (配当込み)
2637	グローバルX クリーンテック-日 本株式 ETF	FactSet Japan CleanTech & Energy Index	FactSet Japan CleanTech & Energy Index (配当込み)
2638	グローバルX ロボティクス&AI- 日本株式 ETF	Indxx Japan Robotics & AI Index	Indxx Japan Robotics & AI Index (配当込み)
2639	グローバルX バイオ&メドテック -日本株式 ETF	FactSet Japan Bio & Med Technologies Index	FactSet Japan Bio & Med Technologies Index (配当込 み)
2640	グローバルX ゲーム&アニメ-日 本株式 ETF	Solactive Japan Games & Animation Index	Solactive Japan Games & Animation Index (配当込み)
2641	グローバルX グローバルリーダー ズ-日本株式 ETF	FactSet Japan Global Leaders Index	FactSet Japan Global Leaders Index (配当込み)
2644	グローバルX 半導体関連-日本株式 ETF	FactSet Japan Semiconductor Index	FactSet Japan Semiconductor Index (配当込み)

	_		
2645	グローバルX レジャー&エンター テインメント-日本株式 ETF	Solactive Japan Leisure & Entertainment Index	Solactive Japan Leisure & Entertainment Index (配当込み)
2646	グローバルX メタルビジネス-日 本株式 ETF	FactSet Japan Metal Business Index	FactSet Japan Metal Business Index (配当込み)
2836	グローバルX フィンテック-日本 株式 ETF	Indxx Japan Fintech Index	Indxx Japan Fintech Index (配当込み)
2837	グローバルX 中小型リーダーズ- 日本株式 ETF	FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index	FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index (配当込 み)
2847	グローバルX 新成長インフラ-日 本株式 ETF	FactSet Japan New Growth Infrastructure Index	FactSet Japan New Growth Infrastructure Index (配当 込み)
2848	グローバルX MSCI 気候変動対応- 日本株式 ETF	MSCI Japan Climate Change Index	MSCI Japan Climate Change Index (配当込み)
2849	グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF	Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数™	Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数™(税引前配当込み)
2854	グローバルX テック・トップ 20- 日本株式 ETF	FactSet Japan Tech Top 20 Index	FactSet Japan Tech Top 20 Index (配当込み)
2855	グローバルX グリーン・J-REIT ETF	Solactive Japan Green J- REIT Index	Solactive Japan Green J- REIT Index (配当込み)
2858	グローバルX 日経 225 カバー ド・コール ETF (プレミアム再投 資型)	日経平均カバードコール ATM インデックス	日経平均カバードコール ATM インデックス (トータルリタ ーン)
2236	グローバルX S&P500 配当貴族 ETF	S&P 500 配当貴族指数(円換 算ベース)	S&P 500 配当貴族指数(配当 込み、円換算ベース)
2243	グローバルX 半導体 ETF	フィラデルフィア半導体株指 数(円換算ベース)	フィラデルフィア半導体株指数(配当込み、円換算ベース)
2244	グローバルX US テック・トップ 20 ETF	FactSet US Tech Top 20 Index (円換算ベース)	FactSet US Tech Top 20 Index (配当込み、円換算ベース)

2252グローバルX Morningstar 米国中
小型 Moat ETFMorningstar®米国中小型モー
ト・フォーカス株式指数™
(円換算ベース)Morningstar®米国中小型モー
ト・フォーカス株式指数™
月前配当込み、円換算ベース)

3. 日程

2023 年 12 月 15 日まで 金融庁へ届出 2023 年 12 月 16 日 変更日

4. 変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

投資信託約款の新旧対照表

グローバルX MSCIスーパーディビィデンド-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年8月24日の「MSCIジャパン・高配当セレクト25指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、MSCIジャパン・高 配当セレクト25指数(配当込み)(以下「対 象指数」といいます。) を構成する各銘柄の 株式および不動産投資信託証券の数の構成 比率に相当する比率により構成される各銘 柄の株式および不動産投資信託証券として 委託者が指定するもの(以下「取得時のバス ケット」といいます。)を単位として、受益 権を取得しなければならないものとします。 また、当該取得時のバスケットの評価額(法 令および一般社団法人投資信託協会規則に 従って時価評価して得た額をいいます。以下 同じ。)をもって、それに相当するものとし て委託者が定める一定口数の受益権を単位 として取得するものとします。受益権の価額 は、第3項に規定する取得申込受付日の基準 価額とします。

③~④ (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年8月24日の「MSCIジャパン・高配当セレクト25指数」 (以下「対象指数」といいます。) の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象指数を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「取として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケット」といいます。)を単位とします。当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

グローバルX ロジスティクス・J-REIT ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年8月24日の「東証REIT物流フォーカス指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、配当込み東証REIT 物流フォーカス指数(以下「対象指数」とい います。)を構成する各銘柄の不動産投資信 託証券の数の構成比率に相当する比率によ り構成される各銘柄の不動産投資信託証券 として委託者が指定するもの(以下「取得時 のバスケット」といいます。)を単位として、 受益権を取得しなければならないものとし ます。また、当該取得時のバスケットの評価 額(法令および一般社団法人投資信託協会規 則に従って時価評価して得た額をいいます。 以下同じ。)をもって、それに相当するもの として委託者が定める一定口数の受益権を 単位として取得するものとします。受益権の 価額は、第3項に規定する取得申込受付日の 基準価額とします。

③~① (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年8月24日の「東証REIT物流フォーカス指数」(以下「対象指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

③~① (略)

グローバルX デジタル・イノベーション-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年1月22日の「Solactive Digital Innovation Japan Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、Solactive

現 行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年1月22日の「Solactive Digital Innovation Japan Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構

Digital Innovation Japan Index (配当込み)(以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得でのバスケット」といいます。)を単位として受益権を取得しなければならないものととます。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

③~④ (略)

成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当 する比率により構成される各銘柄の株式と して委託者が指定するもの(以下「取得時の バスケット」といいます。)を単位として、 受益権を取得しなければならないものと ます。また、当該取得時のバスケットの評価 額(法令および一般社団法人投資信託協会規 則に従って時価評価して得た額をいいます。 以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を 単位として取得するものとします。受益権の 価額は、第3項に規定する取得申込受付日の 基準価額とします。

③~④ (略)

グローバルX eコマース-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年1月22日の「Indxx Japan E-Commerce Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、Indxx Japan E-Commerce Index (配当込み) (以下「対象指 数」といいます。) を構成する各銘柄の株式 および不動産投資信託証券の数の構成比率 に相当する比率により構成される各銘柄の 株式および不動産投資信託証券として委託 者が指定するもの(以下「取得時のバスケッ ト」といいます。)を単位として、受益権を 取得しなければならないものとします。ま た、当該取得時のバスケットの評価額(法令 および一般社団法人投資信託協会規則に従 って時価評価して得た額をいいます。以下同 じ。) をもって、それに相当するものとして 委託者が定める一定口数の受益権を単位と して取得するものとします。受益権の価額 は、第3項に規定する取得申込受付日の基準 価額とします。

③~④ (略)

現 行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年1月22日の「Indxx Japan E-Commerce Index」(以下「対象指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象指数を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下を登上して、受益権を取得しなければならないとします。また、当該取得時のバスケット」といいます。)を単位とします。当該取得時のバスケットは会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当のとして委託者が定める一定口数で会益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

グローバルX MSCI ガバナンス・クオリティ-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

- 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月26日の「MSCI Japan Governance-Quality Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

2 受益権の取得申込者は、MSCI Japan Governance-Quality Index (配当込み) (以 下「対象指数」といいます。)を構成する各 銘柄の株式および不動産投資信託証券の数 の構成比率に相当する比率により構成され る各銘柄の株式および不動産投資信託証券 として委託者が指定するもの(以下「取得時 のバスケット」といいます。)を単位として、 受益権を取得しなければならないものとし ます。また、当該取得時のバスケットの評価 額(法令および一般社団法人投資信託協会規 則に従って時価評価して得た額をいいます。 以下同じ。)をもって、それに相当するもの として委託者が定める一定口数の受益権を 単位として取得するものとします。受益権の 価額は、第3項に規定する取得申込受付日の 基準価額とします。

③~④ (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

- 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月26日の「MSCI Japan Governance-Quality Index」(以下「対象指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象指数を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託部構成の数の構成比率に相当する比率により資信によりではなる各銘柄の株式および不動産投資信託を設立る各銘柄の株式および不動産投資下「位として、受益権を取得しなければならなりとします。また、当該取得時のバスケット」といいます。)を単して、受益権を取得しなければならなりではものとします。以下同じ。)をもって、それに知るものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

③~④ (略)

グローバルX クリーンテック-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

- 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月26日の「FactSet Japan CleanTech & Energy Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、FactSet Japan

現行

(受益権の分割および再分割)

- 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月26日の「FactSet Japan CleanTech & Energy Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構

CleanTech & Energy Index (配当込み)以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則にでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、当該取得時のでは、第3項に規定する取得申込受付目の基準価額とします。

③~④ (略)

成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当 する比率により構成される各銘柄の株式と して委託者が指定するもの(以下「取得時の バスケット」といいます。)を単位としてと 受益権を取得しなければならないものと ます。また、当該取得時のバスケットの評価 額(法令および一般社団法人投資信託協会 則に従って時価評価して得た額をいいます。 以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権の 世位として取得するものとします。受益権の 価額は、第3項に規定する取得申込受付日の 基準価額とします。

③~④ (略)

グローバルX ロボティクス&AI-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「Indxx Japan Robotics & AI Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、Indxx Japan Robotics & AI Index (配当込み) (以下「対 象株価指数」といいます。)を構成する各銘 柄の株式の数の構成比率に相当する比率に より構成される各銘柄の株式として委託者 が指定するもの(以下「取得時のバスケット」 といいます。) を単位として、受益権を取得 しなければならないものとします。また、当 該取得時のバスケットの評価額(法令および 一般社団法人投資信託協会規則に従って時 価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者 が定める一定口数の受益権を単位として取 得するものとします。受益権の価額は、第3 項に規定する取得申込受付日の基準価額と します。

③~④ (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「Indxx Japan Robotics & AI Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時ではないいます。)を単位としてり、受益権を取得しなければならないものとがないものといるでは、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権のとして取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

グローバルX バイオ&メドテック-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「FactSet Japan Bio & Med Technologies Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、FactSet Japan Bio & Med Technologies Index (配当込み) (以下「対象株価指数」といいます。)を構 成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当 する比率により構成される各銘柄の株式と して委託者が指定するもの(以下「取得時の バスケット」といいます。)を単位として、 受益権を取得しなければならないものとし ます。また、当該取得時のバスケットの評価 額(法令および一般社団法人投資信託協会規 則に従って時価評価して得た額をいいます。 以下同じ。)をもって、それに相当するもの として委託者が定める一定口数の受益権を 単位として取得するものとします。受益権の 価額は、第3項に規定する取得申込受付日の 基準価額とします。

③~④ (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「FactSet Japan Bio & Med Technologies Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

③~④ (略)

グローバルX ゲーム&アニメ-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「Solactive Japan Games & Animation Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、<u>Solactive Japan</u> Games & Animation Index (配当込み) (以下

現行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「Solactive Japan Games & Animation Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当

「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として表話者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益を取得しなければならないものとします。会を取得しなければならないもの評価額(法のでからないものが表がでからが表がでからでででは、とび一般社団法人投資信託協会規則に同じ。)をもって、それに相当するものとします。受益権の正式をいるものとします。受益権の基準である。第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

③~④ (略)

する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位としての受益権を取得しなければならないものと話を取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会対制に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

③~④ (略)

グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「FactSet Japan Global Leaders Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、FactSet Japan Global Leaders Index (配当込み)」(以下「対 象株価指数」といいます。) を構成する各銘 柄の株式の数の構成比率に相当する比率に より構成される各銘柄の株式として委託者 が指定するもの(以下「取得時のバスケット」 といいます。) を単位として、受益権を取得 しなければならないものとします。また、当 該取得時のバスケットの評価額(法令および 一般社団法人投資信託協会規則に従って時 価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者 が定める一定口数の受益権を単位として取 得するものとします。受益権の価額は、第3 項に規定する取得申込受付日の基準価額と します。

③~④ (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「FactSet Japan Global Leaders Index」」
(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位としてとこます。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

グローバルX 半導体関連-日本株式 ETF

変更後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「FactSet Japan Semiconductor Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、FactSet Japan Semiconductor Index (配当込み) (以下「対 象株価指数」といいます。) を構成する各銘 柄の株式の数の構成比率に相当する比率に より構成される各銘柄の株式として委託者 が指定するもの(以下「取得時のバスケット」 といいます。) を単位として、受益権を取得 しなければならないものとします。また、当 該取得時のバスケットの評価額(法令および 一般社団法人投資信託協会規則に従って時 価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者 が定める一定口数の受益権を単位として取 得するものとします。受益権の価額は、第3 項に規定する取得申込受付日の基準価額と します。

③~④ (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「FactSet Japan Semiconductor Index」
(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

③~④ (略)

グローバルX レジャー&エンターテインメント-日本株式 ETF

変更後

(受益権の分割および再分割)

- 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「Solactive Japan Leisure & Entertainment Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、<u>Solactive Japan</u> <u>Leisure & Entertainment Index (配当込み)</u>

現行

(受益権の分割および再分割)

- 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「Solactive Japan Leisure & Entertainment Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当

③~④ (略)

する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位としての受益権を取得しなければならないものと話を取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会対制に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

③~④ (略)

グローバルX メタルビジネス-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「FactSet Japan Metal Business Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、FactSet Japan Metal Business Index (配当込み) (以下「対 象株価指数」といいます。) を構成する各銘 柄の株式の数の構成比率に相当する比率に より構成される各銘柄の株式として委託者 が指定するもの(以下「取得時のバスケット」 といいます。) を単位として、受益権を取得 しなければならないものとします。また、当 該取得時のバスケットの評価額(法令および 一般社団法人投資信託協会規則に従って時 価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者 が定める一定口数の受益権を単位として取 得するものとします。受益権の価額は、第3 項に規定する取得申込受付日の基準価額と します。

③~④ (略)

現 行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「FactSet Japan Metal Business Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

グローバルX フィンテック-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年12月3日の「Indxx Japan Fintech Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

2 受益権の取得申込者は、Indxx Japan Fintech Index (配当込み) (以下「対象株価 指数」といいます。)を構成する各銘柄の株 式の数の構成比率に相当する比率により構 成される各銘柄の株式として委託者が指定 するもの(以下「取得時のバスケット」とい います。)を単位として、受益権を取得しな ければならないものとします。また、当該取 得時のバスケットの評価額(法令および一般 社団法人投資信託協会規則に従って時価評 価して得た額をいいます。以下同じ。)をも って、それに相当するものとして委託者が定 める一定口数の受益権を単位として取得す るものとします。受益権の価額は、第3項に 規定する取得申込受付日の基準価額としま す。

③~④ (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年12月3日の「Indxx Japan Fintech Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得して委託者が指定するもの(以下「取得してのが、といいます。)を単位としののではなければならないもののでは、当該取得時のバスケット」といいます。とないもののではでは、当該取得時のバスケットのを対しなければならないといるな権を取得して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するのとして委託者が定める一定口数の受益権のとして委託者が定める一定口数の受益権のとして委託者が定めるのとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

③~④ (略)

グローバルX 中小型リーダーズ-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年12月3日の「FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、<u>FactSet Japan</u> Mid & Small Cap Leaders Index (配当込み)

現 行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年12月3日の「FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当

(以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得して委託者が指定するもの(以下「取得して表がった。)を単位としてものとします。また、当該取得時のバスケット」といいます。)を単位としての設計をでは、それに相当するものとします。のとして委託者が定める一定口数の受益権の以下同じ。)をもって、それに相当するものとします。のとして要託者が定める一定口数の受益権の単位として取得するものとします。受付目の基準価額とします。

③~④ (略)

する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として受益権を取得しなければならないものと至また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会は別に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受付目の基準価額とします。

③~④ (略)

グローバルX 新成長インフラ-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「FactSet Japan New Growth Infrastructure Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、FactSet Japan New Growth Infrastructure Index (配当込 み)(以下「対象株価指数」といいます。)を 構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相 当する比率により構成される各銘柄の株式 として委託者が指定するもの(以下「取得時 のバスケット」といいます。)を単位として、 受益権を取得しなければならないものとし ます。また、当該取得時のバスケットの評価 額(法令および一般社団法人投資信託協会規 則に従って時価評価して得た額をいいます。 以下同じ。)をもって、それに相当するもの として委託者が定める一定口数の受益権を 単位として取得するものとします。受益権の 価額は、第3項に規定する取得申込受付日の 基準価額とします。

③~④ (略)

現 行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「FactSet Japan New Growth Infrastructure Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時ではないいます。)を単位としてり、受益権を取得しなければならないものとがないものといるでは、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権のとして取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

グローバルX MSCI 気候変動対応-日本株式 ETF

変更後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「MSCI Japan Climate Change Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

2 受益権の取得申込者は、MSCI Japan Climate Change Index (配当込み) (以下「対 象指数」といいます。) を構成する各銘柄の 株式および不動産投資信託証券の数の構成 比率に相当する比率により構成される各銘 柄の株式および不動産投資信託証券として 委託者が指定するもの(以下「取得時のバス ケット」といいます。)を単位として、受益 権を取得しなければならないものとします。 また、当該取得時のバスケットの評価額(法 令および一般社団法人投資信託協会規則に 従って時価評価して得た額をいいます。以下 同じ。)をもって、それに相当するものとし て委託者が定める一定口数の受益権を単位 として取得するものとします。受益権の価額 は、第3項に規定する取得申込受付日の基準 価額とします。

③~④ (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「MSCI Japan Climate Change Index」(以下「対象指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象指数を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託部構成の数の構成比率に相当する比率により資信によりではなる各銘柄の株式および不動産投資信託を設立る各銘柄の株式および不動産投資下「位として、受益権を取得しなければならなりとします。また、当該取得時のバスケット」といいます。)を単して、受益権を取得しなければならなりではものとします。以下同じ。)をもって、それに知るものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

③~④ (略)

グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF

変更後

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数™」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数™」(以下「対象株価指数」といいます。) の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

- 受益権の取得申込者は、Morningstar®日本 株式サステナビリティ配当利回りフォーカ ス指数™(税引前配当込み)(以下「対象株価 指数」といいます。) を構成する各銘柄の株 式の数の構成比率に相当する比率により構 成される各銘柄の株式として委託者が指定 するもの(以下「取得時のバスケット」とい います。)を単位として、受益権を取得しな ければならないものとします。また、当該取 得時のバスケットの評価額(法令および一般 社団法人投資信託協会規則に従って時価評 価して得た額をいいます。以下同じ。)をも って、それに相当するものとして委託者が定 める一定口数の受益権を単位として取得す るものとします。受益権の価額は、第3項に 規定する取得申込受付日の基準価額としま す。
- ② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとこます。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

③~④ (略)

③~④ (略)

グローバルX テック・トップ20-日本株式 ETF

変 更 後

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、FactSet Japan Tech Top 20 Index (配当込み) (以下「対象 株価指数」といいます。)を構成する各銘柄 の株式の数の構成比率に相当する比率によ り構成される各銘柄の株式として委託者が 指定するもの(以下「取得時のバスケット」 といいます。) を単位として、受益権を取得 しなければならないものとします。また、当 該取得時のバスケットの評価額(法令および 一般社団法人投資信託協会規則に従って時 価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者 が定める一定口数の受益権を単位として取 得するものとします。受益権の価額は、第3 項に規定する取得申込受付日の基準価額と します。

③~④ (略)

現行

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相対を相対を相対をといいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。また、当該取得時のバスケット」といいます。また、当該取得時のバスケットが会益権を取得しなければならないトのの評価は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

③~④ (略)

グローバルX グリーン・J-REIT ETF

変更後

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、Solactive Japan Green J-REIT Index (配当込み) (以下「対 象株価指数」といいます。) を構成する各銘 柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に 相当する比率により構成される各銘柄の不

現 行

(受益権の取得申込)

第 13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象指数を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成 比率に相当する比率により構成される各銘 柄の不動産投資信託証券として委託者が指 定するもの(以下「取得時のバスケット」と

動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定るもった口数の受益権を単位として取得するもっとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

③~① (略)

いいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

 $(3)\sim(12)$ (略)

グローバルX 日経 225 カバード・コール ETF (プレミアム再投資型)

変更後現行

運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、日経平均カバードコールATMインデックス(トータルリターン)(以下「対象株価指数」といいます。)の変動率に一致させることを目的とします。

運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、<u>日経平均カバードコールATMインデックス</u>(以下「対象株価指数」といいます。)の変動率に一致させることを目的とします。

グローバルX S&P500配当貴族ETF

変更後現行

運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、S&P 500配当貴族指数(配当込み) (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。

運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>S&P 500配当貴族指数</u>(以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。

グローバルX 半導体 ETF

変更後現行

運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、フィラデルフィア半導体株指数(配当込み)(以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。

運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>フィラデルフィア半導体株指数</u>(以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。

グローバルX US テック・トップ20 ETF

変更後	現行
運用の基本方針	運用の基本方針
1. 基本方針	1. 基本方針
この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産	この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産
額の変動率を、 <u>FactSet US Tech Top 20 Index</u> (配	額の変動率を <u>FactSet US Tech Top 20 Index</u> (以
当込み)(以下「対象株価指数」といいます。)を	下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値
円換算した値の変動率に一致させることを目的と	の変動率に一致させることを目的とします。
します。	

グローバルX Morningstar 米国中小型 Moat ETF

変更後	現行
運用の基本方針	運用の基本方針
1. 基本方針	1. 基本方針
この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産	この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産
額の変動率をMorningstar®米国中小型モート・フ	額の変動率をMorningstar®米国中小型モート・フ
オーカス株式指数™ (税引前配当込み) (以下「対	<u>ォーカス株式指数™</u> (以下「対象株価指数」といい
象株価指数」といいます。) を円換算した値の変動	ます。)を円換算した値の変動率に一致させること
率に一致させることを目的とします。	を目的とします。

以上